

親鸞における「名」の二相

——「ナノル」と「ナヅケル」——

はじめに

宗祖の撰述には、字訓釈をはじめとして、引用の聖教の解釈にあたっては、一々の語句、数々の右訓、左訓についても、実に詳細かつ正確な言語表現と、名言の表層を透徹して名言をして名言たらしめている原存在とでもいいうべき「ありかた」、さらに原行為とでもいいうべき「はたらき」を明らかにして、真実の存在と行為とを覚知せしめる智慧がある。

15 (大門)

小論では、特に対象を「名」そのものに限定し、問題を「名」における「ナノル」の意味と、「ナヅケル」の意味の関係をしばって考えてみたい。「名」とはいつでも、いま

大 門 照 忍

問題とするのは、阿弥陀仏と親鸞の「名」について、それぞれの「ナノル」、「ナヅケル」の意味を推求し、その関係を考察したい。

「ナノル」(名告る、名乗る)は、自動詞ラ行五四段活用である。『日本国語大辞典』(小学館)によれば、(一)自分の姓名、素姓、身分などを相手に告げ知らせる。(二)自分がその当人であることを申し出る。(三)名前としてつける。(四)虫・鳥などが存在を知らせて鳴く。(五)品物を売る際に、その品物の名を叫ぶ。(六)相撲で、行司が勝った力士の方へ軍配を上げて名を呼びあげる、の六説がある。

例文として、「自ら称名(ナノリ)て貴信と曰ふ」(日本書紀)、「なのり給へ」(源氏物語)、「清国となのらせ」(平家物語)、「蚊のほそごえにわびしげに名のりて」(枕草子)、「海老・鯛・小具やうの物、名のりて過る事も明くれなり」(俳諧・鶉衣)、「こんにやく屋と名乗(ナノリ)ければ」(咄本・軽口御前男)などをあげている。

「名乗・名告」は、後世「名をなのる」などのように、他動詞的にも用いられるとある。「ナツケル」は、他動詞カ行下一段活用(文語体「ナツク」は、下二段活用)で、(一)名をつける、(二)一般的に呼びならわす、称する、の別を立てる。例文に、「恋ふといふはえも名豆氣(ナツケ)たり」(万葉集)、「世を厭人は、沙門と名て」(海道記)などをあげる。「ナノル」「ナツケル」ともに、それ自体の存在の証明、行為の証明といえよう。

「ナノル」は、自証であり、「ナツケル」は、その証自証である。

宗祖が、如来について「ナノル」の表現を用いている例は、法蔵菩薩トナノリタマヒテ、不可思議ノ四十八ノ大誓願ヲオコシ(唯信鈔文意)

の一文、また天親についても、

我ハ天親論主ノワレトナノリタマヘル御コトバ也(尊

号真像銘文

の一文を示している。

経文には、「号曰法蔵」(大経上)、「名曇摩迦留」(平等覚經一)、「字曇摩迦」(大阿弥陀經上)、「名曰作法」(如来会上)、「名曰作法」(莊嚴経上)と説いてある。「名」、「号」、「字」は、必ずしも同義ではないが、共通の語義をもつから、三蔵の意楽によって訳語を選んだのであろう。しかし原語には、「ナツケル」の色彩が濃い。荻原博士の梵本和訳でも、河口慧海師の蔵本和訳にも、「ナツケル」としている。

ちなみに「号阿弥陀」(阿弥陀經)、「名無量寿」「名無量光」(称讚浄土經)の原文は、「Tathagato mitayur namocyate」、²「Tathagato mitabho namocyate」であり、また証誠の諸仏の名についても、「ナツケル」の意の原文がある(平等通照博士、梵文仏説阿弥陀經)。宗祖が、「ナノリテ」というのは、その法蔵菩薩観にもとづくのである。すなわち、久遠実成の阿弥陀仏が、無縁の衆生を摂化するために、数々成仏される従果向因の菩薩の名のりであることを慶嘆するのである。このような法蔵観に立ってこそ、

名ノ字ハ因位ノトキノナヲ名トイフ号ノ字ハ果位ノトキノナヲ号トイフ(正像末和讃)

号ハ仏ニナリタマフテノチノ御ナヲマフス。名ハイマ

ダ仏ニナリタマハヌトキノ御ナヲマフスナリ(唯信鈔文意)

という名と号の分積があらわれてくるのである。「撰取ンテステザレバ 阿弥陀トナヅケタテマツル」(小経和讃)といわれる果号は、そのまま弥陀の「ナノリ」である。「ナヅケル」の例は、「目ク」、「名ヅク」、「字ヅク」の三種あり(教行信証)、また、(一)「ナヅク」、(二)「号ヅク」、(三)「名ヅク」、の三類も見られる(三帖和讃・尊号真像銘文・一念多念文意・唯信鈔文意・末灯鈔・愚禿鈔・二門偈など)。

仏名を名ける例としては、「撰取不捨故名ニ阿弥陀」(往生礼讃一行巻)、「名ニ尊音王如来」(述文賛中一行巻)、「婦ニ命斯行信ニ者、撰取不捨故名ニ阿弥陀」(行巻)、「姓瞿曇氏、字ニ悉達多」(涅槃経—真仏土巻)などの例があり、「ナヅク」については、光炎王仏、智慧光仏などの名につき「……トナヅケタリ」(讚阿弥陀仏偈—浄土和讃)とのべる。特に注意すべき文は、

コレヲ尽十方無尋光仏トナヅケタテマツレルナリ、コノ如来ヲ南無不可思議光仏トモフスナリ……世親菩薩ハ尽十方無尋光如来トナヅケタテマツリタマヘリ」(一念多念文意)

である。「ナヅク」と「マフス」との対比に注目したい。

「号ヅク」の場合は、十二光仏などについて示されてあり(浄土和讃)、仏名は、おおむね「ナヅク」「号ヅク」といわれる。

ただ「無尋光如来」のみ、世親が「ナヅケ」たとされる。「一如宝海ヨリカタチヲアラワシテ、法蔵菩薩トナリタマヒテ、無尋ノチカヒヲオコシタマフヲタネトシテ、阿弥陀仏トナリタマフガユヘニ、報身如来トマフスナリ……方便トマフスハ、カタチヲアラワシ、御名ヲシメシテ、衆生ニシラシメタマフマフスナリ」(一念多念文意)の「……」部分に「コレヲ尽十方無尋光如来トナヅケタテマツレルナリ」とのべてある。衆生に知らせるところに大悲の方便があり、それは形と御名をもって果遂される。

すなわち、法蔵菩薩の「ナノリ」にはじまり、発願修行して光寿ニ無量の徳を円成され、阿弥陀仏と「ナヅケタテマツル」所以を知らしめたまうのである。この信知した心が、「尽十方無尋光如来トナヅケタテマツ」る自督である。この信知こそ「カタチ」と「御名」を見聞した二知三信である(大谷大学研究年報三五、拙稿「親鸞の声字観」)。

そして、これが如実の讚嘆に他ならないのであって、如実の観察と深く関わっている。

光寿無量を大悲の本として、「アラハシタマフ御カタチ」

を、尽十方無尋光如來と「ナツケ」たとのべる意味があり、「觀仏本願力」「觀彼世界相」の証しがあるといえる。また、大行積で「稱無尋光如來名」と定め、また名号本尊に六字、八字、九字、十字を用いられたことも、南無阿彌陀仏、南無無尋光仏、南無不可思議光如來の稱名を認められたことも、おのずから理解されるであろう。

六字以外の稱名を批判した者に対して、「キワマレル御ヒガゴト」と誠め、その理由として、帰命は南無、無尋光仏は光明、智慧であるとのべ、「コノ智慧ハスナワチ阿彌陀仏。阿彌陀仏ノ御カタチヲシラセ給ハネバ、ソノ御カタチヲタシカニタシカニシラセマイラセン」ため、「世親菩薩御チカラヲツクシテアラワシタマヘルナリ」(末灯鈔)と教えられるのも同じ趣旨である。単なる口唱ではなくて、如実の稱名が、讚嘆でなくてはならないことは、つぎの二文でも窺えよう。

撰取シテステザレバ 阿彌陀トナツケタテマツル(小
經和讃)

コノ一行一心ナルヒトヲ撰取シテステタマハザレバ、
阿彌陀トナツケタテマツル(唯信鈔文意)

したがって大行の成就が、諸仏稱名の願においてなされる所以も、如実修行相應を信心一つにさだめる所以も、「真

実信心必具ニ名号、名号必不レ具ニ願力信心ニ也」とのべられる所以も、「ナノル」と「ナツケル」の関係において確かめられるのである。

さらに論を進めれば、名号成就が諸仏の稱名においてなされるという意味は、如実の讚嘆が仏によってのみ可能であることを示すものである。龍樹は、『大智度論』で、人・天・二乗が三毒あるいは習気によるが故に、如実の讚嘆が不可能であると断じて、ただ一切智の仏のみが可能であるとのべた意も、思い合わされよう(大正・二五・二八二—二八三)。

しかも、信心の行者は如実の讚嘆をなしうるのである。その根拠は、横超の金剛心であり、四無量心、信心仏性にあり(信巻)、「如來トヒトシ」(涅槃經—信巻、↓浄土和讃、彌陀如來名号徳、末灯鈔、御消息集)いからである。

特に「如來トヒトシ」の証明に、積尊のみこと「見敬得大慶 則我善親友」文とならんで、第十七願文意に留意され、「十方世界無量諸仏不悉咨嗟稱我名者不取正覺とちかひたまへり、願成就の文には、よろづの仏にほめられ、よろこびたまふとみえたり」(末灯鈔)と解釈された祖意は、きわめて重要である。

これは、「咨嗟稱我名者」につき、今は転じて念仏行者

を「称我名者」とみなし、十方恒沙の諸仏が、念仏行者を咨嗟し称讃されるという意を取られたのである(山上正尊講師、一念多念文意講讀)。「諸仏称名の願とまふし、諸仏咨嗟の願とまふしさふらふなるは、十方衆生をすすめんだめとまきこえたり……如来とひとしとも諸仏のほめさせたまひたり」(御消息集)という意味も同じである。そうであるからこそ、行者の念仏が常行大悲の行たりうるのである。

無慚無愧ノコノ身ニテ

マコトノココロハナケレドモ

弥陀廻向ノミ名ナレバ

功德ハ十方ニミチタマフ

といわれ

信心ノ智慧ニイリテコソ

仏恩報ズル身トハナレ (正像末和讃)

と詠ぜられる意もこゝにあり、したがって如実修行の他に仏恩報謝の行がない所以も、おのずから明らかである。

宗祖が、慶信上状に添削されて、「一念するに」↓「一念までの」、「一念にとげ候ひぬる」↓「聞名にいたるまで」という訂正をされたのも、また門弟の一念多念のはからいを戒めて、「称ハトナフルナリ……マタ称ハハカリトイフ、ハカリトイフハモノノホドラサダムルココロナリ、名号ヲ

称スルコト、十コエ、一コエ、聞クヒトウタガフココロ一
念モナケレバ、実報土ニムマルトノベタマフ」(一念多念文
意)という釈を示される意も、行信の次第、機教の分限、
機法の関係を明確に示されたものである。そこには、人間
の側からする、人間のための、人間のはからいが悉く否定
されて、全く如来の御はからいにより、衆生貪瞋煩惱の中
に金剛心が成就し、念仏が称えられる証しがあらわされて
いる。

このことは、転釈に見える「称名則是最勝真妙正業、正
業則是念仏、念仏則是南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏即是正
念也」、「一声即是一念、一念即是一行、一行即是正行、正
行即是正業、正業即是正念、正念即是念仏、則是南無阿弥
陀仏也」(行巻)の展開にも窺われ、この私積の前に引用の
第十七願文、第十八願文、弥勒付属の文を通して、称名が
救済の条件としての因行でなく、金剛心成就の行者におけ
る常行大悲の実践であると示されていることでも明らかで
あろう。

念仏衆生とは、単なる口唱の徒を指すのではない。「信
心ヲエタルヒト」こそ撰取の光益にあずかるということをも
纏説されるのは(三帖和讃・尊号真像銘文・唯信鈔文意・一念
多念文意・末灯鈔など)、「往生の心うたがひなくなり候は、

撰取せられまいらするゆへ」であり、「コノ信樂ヲウルトキカナラズ撰取シテステタマハザレバ」の故である。したがって、諸仏称名の願において普流行する大行は、金剛心の行者が一念大利益をえて相続されていく「乃至十念」の念仏と体用を同じくするものである。

かくて「ナヅケル」という讃嘆は、諸仏も金剛心の行者も変るところはない。

そして、その讃嘆の声を聞く者にとっては、まさしく名号が阿弥陀如来の「ナ、ノ、リ」として現成することを明らかにしたのが六字釈である。約法釈とは、如来顕現の「ナ、ノ、リ」である。「婦言至也」とは、真実の出あい、「又婦説也……又婦説也」と悦・税二音を分けて「ヨリタノムナリ」「ヨリカカルナリ」の和訓で、身心ともに撰受される救いの現証を示し、「告也、述也、宣述人意也」の字訓によって二尊の遣喚をあげ、命の字の八訓では如来の三業、三輪開悟を証明して、ついに「婦命者本願招喚之勅命也」といいきられた。

二尊のみこと、二尊のめし、二尊の勅命によって婦命の一念を発起せしめられるという祖釈に即していえば、招喚とは「ナ、ノ、リ」ことであり、発遣とは「ナヅケル」ことである。

二

つぎに、宗祖の名、称谓について考えてみる。その幼名については、諸種の伝説があるけれども、宗祖自身の記述はない。

松若、十八公（正明伝）、十八公曆（正統伝）、忠安（実悟兼俊筆日野一流系図）など、いづれも根拠に乏しい。

出家して「範宴少納言公と号す」（親鸞伝絵上・拾遺古徳伝六・敬重絵詞一・六要鈔一）とあるから、法名と仮号とを知ることができる。

吉水入室後の名については、「七箇条起請文」（二尊院蔵）に「綽空」と自署してあり、また自らも「然愚禿積鸞、建仁辛酉曆、棄雜行、今婦本願……又依夢告、改綽空字、同日以御筆、令書名之字一畢」（化巻）とのべるように、綽空から善信へ改名したとある。

『拾遺古徳伝』六によると、夢告により善信と改めたとして、『敬重絵詞』一、『六要鈔』一、などにも、その旨を伝えていいる。綽空、善信ともに師命、あるいは夢告によって師の許可をえて「ナヅケ」られたものである。

乗専は、「聖人二十九歳、スナハチ所望ニヨリテアタヘタマフ、ソノトキハ綽空トツケタマヒキ、後ニ夢想ノ告ア

リケルニ、聖人ニ申サレテ善信トアラタメ、又実名ヲ親鸞ト号シ給ヒキ」(敬重絵詞一)といい、存覚は、「昔於山門青蓮院門跡、其名範宴少納言公後入三真門黒谷門下」其名純空、仮実相兼而依三聖徳太子告命ニ改曰三善信、敵師有レ諾為ニ之仮号、後称ニ実名」(六要鈔一)と解し、顕誓は、「夢ノツゲニヨリ、純空ノ字ヲアラタメ、善信トアソバシケル、又ミズカラ親鸞ト名乗リ給フ、是マタ空師ノ御ハカラヒトシテ善信ヲバ仮号トサダメマシマス」(反古裏五)と推考している。

問題は、親鸞に改名の時期であろう。宗祖が、自らの改名の時期、縁由を語っていないのは、おそらく「ナノリ」名であったからであり、純空、善信は、たまわる名、「ナヅケ」名であるから縁由を記録したのであろう。著述に撰号をおくのは、『教行信証』、『浄土文類聚鈔』、『入出二門偈』、『三帖和讃』などで、前二書には「愚禿釈親鸞集」とフルネームで示し、総序には「愚禿釈親鸞述」と書いてある。その他の仮名聖教(尊号真像銘文・三経往生文類・唯信鈔文意・一念多念文意など)では、撰号をおかずに、ただ奥書に書写の年月日を書き、年寿を記して、「愚禿親鸞」の自署をしてある。『浄土論註』加本本跋も同様であり、『愚禿鈔』の奥書も同じ形式である。

また偈頌の場合では、「入門二門偈」には「愚禿釈親鸞作」と書き、「浄土和讃」「高僧和讃」には「愚禿親鸞作」、「正像末和讃」には「愚禿善信集」と書かれる(皇太子聖徳奉讃も愚禿善信集と書く)。撰号のフルネームに「釈」字の具略があるのは、なぜであろうか。

思うに、浄土真宗の教相と安心を明らかにするために、謹みて経・論・釈の文類を編集せんとする最も嚴肅な姿勢を見ることのできるのは、『教行信証』一部六卷である。

「竊以」(総序・化卷)、「竊推三斯心」(信卷)、「謹按三浄土真宗」(教卷)、「謹按三往相廻向」(行卷・信卷)、「謹頭三実証二者」(証卷)、「謹按三真仏土二者」(真仏土卷)、「謹頭三化身土二者」(化卷)の語格、「明知」「良知」「信知」「誠知」「故知」「真知」「是知」という領解、「心レ知」「可レ知」という勸誡、そして「掬三大聖真説」「夫掬三諸大乘」(信卷)、「大聖真言、誠知」(証卷)、「如来真説、宗師釈義、明知」(真仏土卷)、「掬三大本二」「掬三経家一披三師釈二」「掬三正真教意、披三古徳伝説二」「夫掬三諸修多羅一勸三決真偽、教三誠外教邪偽異執二者」(化卷)とあるように、あくまでも仏意、仏説、経意によって、私意、恣意によらないこと、聖教量によって、自由の妄解によらないことを力説される。

御自釈の結びに、「尔者末代道俗可三仰信敬一也、可レ知」

(化巻)と切に勧められる所以がある。

ここには、愚禿釈親鸞という「ナノリ」において、真仏弟子としての自覚が吐露され、顕真実の使命が果遂されていく。

「非僧非俗」の分限に立ち、愚禿を姓としつつも、真の仏弟子の証である「釈」氏を称している意義がある。同じことは、『浄土文類聚鈔』においてもいえよう。

そして、この意識されたフルネームは、『尊号真像銘文』に引かれた「和朝愚禿釈親鸞 正信偈文……」の記名にも看取されよう。この抄出偈文は、あくまでも『教行信証』一部を代表しているのであり、撰者の宗祖が、そこに全現している。

なお「入出二門偈」は、フルネームで「作」とある。「作」の意義については、拙稿「親鸞の翻訳観」(大谷学報五四巻三号)を参照されたい。

一心五念、入出二門を中心として偈讀し、『教行信証』全体の教義体系と同じである。「作」正信念仏偈「曰……」の「作」と同趣であり、前掲『尊号真像銘文』に引用の「正信偈」にフルネームを加える例に準じて理解できよう。

なお『教行信証』私積のなかで、「釈」字を省く「悲哉、愚禿鸞……」(信巻)の場合は無戒名字の比丘、釈氏として

の深い懺悔があり、「無慚無愧ノコノ身」への悲傷があらわれていることを仰がねばならない。

一方、自署に「釈」字を省き、「愚禿親鸞」、「愚禿善信」とのみ書く撰述は、『教行信証』等のそれと比べて、おのずから差異があると考えねばならない。すなわち、両文意の内題の下には撰号もおかず、ただ奥書に、「キナカノヒトビトノ文字ノコロモシラズ、アサマシキ愚癡キワマリナキユヘニ、ヤスクココロエサセムトテ、オナジキコトヲ、トリカヘシトリカヘシカキツケタリ、ココロアムムヒトハ、オカシクオモフベシ、アザケリヲナスベシ、シカレドモ、ヒトノソシリヲカヘリミズ、ヒトスデニ、オロカナルヒトビトヲ、ココロヘヤスカラントテシルセルナリ」(一念多念文意、唯信鈔文意も殆んど同じ)とのべて、愚癡の者に分りやすく、同じことを縷説したものであり、必ずしも序・正・流通の体裁を整えていないと、ことわっているのである。

三帖和讀の場合でも、「ヤハラゲ ホメ」という左訓によって窺われるように、わかりやすさを主眼として讀詠されたものである。

ただし、浄土、高僧の二讚には、「親鸞」と記名し、正像末の和讀には、「善信」と記名するのは、後者が夢告によって讀詠されたことによると考えられる。

つぎに、名号本尊の署名は、上・中・下三段のうち、中央の本尊に署名をしないで、上・下の銘文のあとに「愚禿親鸞敬信尊号」と署名される。「積」字を省いて、しかも「敬信尊号」の信心を表白される。

「積」字を冠する意義は、特に真宗の教相を明らかにするところにある。もっとも教相と安心とは別なるものではないけれども、教相を明すためには、経家・論家・釈家の聖教量に拠らねばならない。古来、現量・比量・聖教量の重視されることは、周知の事実であるが、単なる直観や推論では、その人個人の私見、あるいは恣意にとどまり、全人を摂受する直理を顯すことはできない。「愚禿親鸞、慶哉、西蕃月支聖典、東夏日域師積、難レ遇今得レ遇、難レ聞已得レ聞。敬信真宗教・行・証」(総序)、「愚禿親鸞、信順諸仏如来真説、披三闍論家・釈家宗義、広蒙三経光沢、特開一心華文、且至三疑問、遂出三明証」(別序)、「因レ茲鈔三真宗詮、撫三浄土要」(後序)とのべ、「愚禿親鸞、仰三論主解義、依三宗師勸化」(是)以三拠三経家三披三師積、弁三説人差別三者……斯三経者則大聖自説也、「拠三正真教意、披三古徳伝説、顯三開聖道・浄土真仮、教三誠邪偽異執外教二、拠三諸修多羅三勸三決真偽、教三誠外教邪偽異執二者」(化巻)などの語勢には、教主積尊の真説に対する絶対の帰依があらわ

れている。そして、安心についても、「横超者、即願成就一実円満之真教、真宗是也」(信巻)と弥陀の本願を説きたもう大聖積迦の言教に信順することであるとのおべておられる。このように聖教量に拠って、全く私見による増減がないという姿勢が、「積親鸞」の名における「述」であり、「集」であり、文類の書名のある所以でもある。

したがって、「積」の名における文類では、疑謗に対する深い配慮が示されていることにも留意せねばならない。

「誠念三仏恩深重三不レ恥三入倫喟言。忻三浄邦三徒衆、厭三穢域三庶類、雖レ加三取捨、莫レ生三毀謗二矣」(別序)、「唯念三仏恩深、不レ恥三入倫嘲。若見三聞斯書、信順為レ因、疑謗為レ縁、信樂彰レ於三願力、妙果顯レ於三安養二矣」(後序)の二文は、疑謗についてのニュアンスの差異はあっても、結局「尔者、末代道俗、可三仰信敬二也。可レ知」(化巻)の意におさまり、疑謗を誠めて信順を勧めめるものである。その根拠は、いうまでもなく聖教量の真理に存する。

これと両文意の奥書にのべられた切々たる婆心、すなわち文体、文脈などについての「ココロアラムヒト」の嘲りを省みないまでの「オロカナルヒトビト」、「オロカナルモノ」への慈念を比べるならば、両者の立場が鮮明に理解されるであろう。

また同じ偈讀でも、「入出二門偈頌」に「釈」の撰号をおき、三帖和讃には、これを省いてあるのも、教相を明らかにする立場と考えられる。『無量寿経論』の名を出し、加えて『浄土論』、『往生論』の別名をそえ、「入出二門從斯出」とたたえるのは、正しく教相を示すものに他ならない。まず世親が、大乘修多羅真実功德によって、一心五念五功德の入出二門の体系をのべたと讃嘆し、曇鸞については、入出二門の他力をたたえ、道綽については、聖道門自力、浄土門他力、易行道他力の教相をあげ、善導については、本願一乘海、菩提藏を円中の円、頓中の頓とし、円頓一乘を明らかにしている。すべて教相を主として安心をのべておる。しかも「経言」に対して、道綽の「釈釈曰」と善導の「義解曰」という表現は、菩薩の論に準じて扱っていること、および「釈迦諸仏是真実 慈悲父母以三種種 善巧方便一令_三發起_三 我等無上真実信」として、釈迦を慈悲の父母とする原典(般舟讚)に対して、さらには、釈迦・弥陀を慈悲の父母とのべる他の表現(高僧和讃・末灯鈔・唯信鈔文意)に比しても、三世如来の本意が弥陀の本願を説くことにある意義を明らかにしている面でも、教相に重点をおいていることが知られよう。

つぎに、親鸞と善信との用語例の頻度を考えよう。『教

行信証』には、親鸞を九回、鸞を四回用い、後序には改名の縁由をのべてはいても、善信の名を出していない。これは、『教行信証』に全くといっていいほど、聖徳太子の慈恩について書かれていないことと関係があると思われる。すなわち教義の面では、大聖の真言、大祖の解釈に拠つて、二尊のみことと、七祖の仰せに信順することに尽きるものであり、太子の告命は、「よき人」へと導くもの、さらには念仏行者の行持、生活のモラルを教えて護持養育するものであり、太子自らが本願念仏を教えたのではない。後序においては、源空との出あいと別れについては委細を尽しているが、太子の夢告については一言もふれない。また改名の縁となった夢告についても具体的な記述を省いている。

さて、和漢撰述についてみるに、親鸞の名を六十二回、また『歎異抄』に出る十三回のうち「ナノリ」七回を数える。善信の名については、五回あり、また『歎異抄』には三回のうち、「ナノリ」として一回を数える。

ちなみに七箇条起請文の署名には、綽空(二尊院蔵)、善信(西方指南抄)とある。善信とは夢告による「ナツケ」名であり、源空に認可された「ナノリ」名であるが、宗祖の撰述においてみるかぎり、用例は少ない。これに関連して、

はじめに、存覚、乗専、顕誓の仮号、実名の関係に対する見解を紹介したが、善信に改名した事実の重要性については、いかに考えるべきであろうか。宗祖自身は、何も語っていないが、それを代弁するものは「行巻」に引用の『悲華経』文であると考えたい。

すなわち「今改_二汝字_一為_二無量清浄_一」の文である。ここで汝とは、無諍念王という転輪王を指し、この王の発願に對して、尊音王如来の浄土莊嚴と同じであると讃えられたのである。その時、名を改めて無量清浄、すなわち阿弥陀と名けたのである。師仏が、未来仏である弟子に對しての授記、証誠の意味をもつ改名である。

おそらく綽空↓善信の改名の意義も、このような重要性をもつものであろう。

善信の名は、「三經大綱、雖_レ有_二顯彰隱蜜之義_一、彰_二信心_一為_二能入_一。故經始稱_二如是_一。如是之義則善信相也。今按_二三經_一、皆以_二金剛真心_一為_二最要_一」（化卷）の「如是之義則善信相也」において、真義を窺えよう。夢告の名、善信は、宗祖の信仰と生活のすべてを指示していたのであり、まさに善信への道を歩み、「善ク信ズル相」の人として、九十年の生を尽したのである。

む す び

さて、弥陀の「ナノル」名、「ナツケル」名についての考察をまとめると、第十二、第十三両願の光寿_二徳を_一、「大悲ノ本」とするけれども、大悲廻向の現前は、第十七願の諸仏称名の願により果され、十方の衆生が第十八願に誓われた三信十念を獲得するところに、大悲が円成して、「念仏マフサントオモヒタツコロノオコルトキ」に撰取不捨の利益にあずけしめられるのである。

六字積、三心積の字訓は、「阿弥陀トナツケタテマツル」、「尽十方無尋光如来トナツケタテマツリタマヘ」る御名が、そのまま本願の生起本末を、われらに信知せしめ、観知せしめ給う法蔵菩薩の「ナノリ」の御名、阿弥陀仏の「ナノリ」の御名として聞えてくるのである。すなわち「本願招喚之勅命」として、三世十方に響き流れることを教えられたのである。

このことと関連して、宗祖の「ナノリ」について、つけ加えたいことがある。それは、浄土宗、時宗の行者によく見られる阿号を用いないことである。

阿号が、俊乗房重源にはじまることは周知の事実である。弥陀一仏に帰依する立場からすれば、阿号は首肯される点

もないではないが、依用しない理由は何であろうか。

それは、真仏弟子釈に示されているとはいえよう。すなわち「弟子者釈迦諸仏之弟子、金剛心行人也」(信巻)とのべられるように、この南閩浮州の仏教徒は、すべて釈迦如来の弟子であり、「如来ノ遺弟」(正像末和讃)といわれる。

それでは、弥陀の弟子とはいわぬかというに、わずかに「安楽無量ノ大菩薩 一生補処ニイタルナリ」(浄土和讃)の左訓に、「ゴクラクニマイリナバ、ミダノ一ノオムデシトナルココロナリ」とある。これは、明らかに浄土の伴莊嚴を指している。此土の念仏衆生は、文字通り大恩教主釈迦如来の遺弟であり、釈氏をなれる所以があり、阿号を称することはない。

なお、愚禿(姓)十釈十親鸞(名)の称谓の形式は、『采邦文類』五「讚諭弥陀偈」、「贈弥陀道者」、「姚行婆日輪見仏偈并序」にみえる諭弥陀と対比して考えられよう。択瑛の弟子北闕思浄は、姓を諭といい、人よんで諭弥陀と称した。妻子を捨てて、如来の徒となり、「信心無復念妻兒」といわれた諭弥陀の行持と、末法における無戒名字の比丘の自覚に立つ愚禿親鸞の行儀との対比が、おのずから領会されるであろう。宗祖は、現生十種の益をあげて、その中に諸仏護念、諸仏称讚の益をあげ、心光常護の益を示しておら

れる。心光常護は、「汝一心正念直来、我能護汝」と呼び給う弥陀の招喚、諸仏の護念と称讚は、「仁者但決定尋此道行、必無三死難」と勧め給う釈迦の発遣である。「弟子者釈迦・諸仏之弟子」(信巻)という祖釈が思いあわされる。

「仁者」と教主は仰せられ、「汝」と教主は仰せられる。「釈迦・弥陀二尊ノ勅命ニシタガヒ」(尊号真像銘文)たてまつる信心であるが、「一心トイフハ、教主世尊の御コトノリヲフタゴコロナクウタガヒナシトナリ」(尊号真像銘文)とあるように、教主は釈尊であり、念仏者は、釈尊の弟子である。ただし、それは現世においてである。「安楽無量ノ大菩薩 一生補処ニイタルナリ」との左訓においては、「ミダノ一ノオムデシ」、弥陀の直弟といわれる。しかも現当を貫くものは、「然者弥陀如来從如来生、示現報・応・化種々身一也」(証巻)という弥陀の願力、仏力であり、われらの往還、入出また弥陀の法界身の中のみある。したがって勝義の立場でいえば、尽法界あるものは、ただ一つ「我名」の嘉号である。

弥陀たのむ人はねざめのほととぎす

わが名となふるあけぼののそら

この蓮如の歌をもって、結びとする。